

福島県富岡町「農業地域おこし協力隊」募集要項

1 富岡町のご紹介

□福島県浜通りの中核拠点

富岡町は、福島県浜通り地方の中央に位置し太平洋と阿武隈山地との間に広がる面積 68.39km²、人口約 16,000 人の町です。町を二分して太平洋に注ぐ富岡川や阿武隈山地を流れる滝川溪谷、大倉山、麓山などの山々、断崖絶壁の海岸線、離れ島が散在する浜辺など豊かな自然に恵まれ年間降水量 1,531mm、年間平均気温 12.8℃と四季を通じて過ごしやすい温暖な地です。



【町の木】 さくら

明治 33 年、夜の森が開拓された際に植えられた桜が今では町のシンボルとなりました。毎年開花時には見物客で賑わいます。



【町の花】 つつじ

全国花いっぱい「花と緑の駅」コンクールで日本一に輝いた JR 常磐線夜ノ森駅のツツジは、旅人の目を楽しませます。



【町の鳥】 セキレイ

水辺に生息するセキレイは、富岡川の清らかな流れとチチッと爽やかなさえずりが人々の心を和ませます。



【富岡町へのアクセス】

■ 鉄道

JR 常磐線特急ひたち号利用で上野から富岡駅まで約 2 時間 50 分。
仙台からは 1 時間 35 分

■ 道路

常磐自動車道を利用して、三郷 IC から常磐富岡 IC まで約 220km
2 時間 30 分

■ 空港

福島空港までいわき市経由で約 100km
仙台空港まで約 100km

■ 港湾

小名浜港まで約 50km、相馬港まで約 70km



富岡町マスコットキャラクター
「とみっぴー」

とみっぴー プロフィール

誕生日	1 0 月 3 日
性格	シャイ、頑張り屋、開き上手
趣味	歴史や文化を学ぶこと まちのみんなと遊ぶこと
好きな食べ物	ワタアメ
チャームポイント	どこへでも飛んで行ける羽 何か言いたそうな口はし
生まれたところ	富岡町 大倉山
出没するところ	富岡町民が集まるところ

□成り立ちと観光

昭和 30 年に旧富岡村と旧双葉町が合併し、現在の富岡町が誕生しました。明治時代には、旧富岡町とその周辺地域を管轄する「双葉郡役所」が置かれ、現在でも広域を管轄する官公署が立地するなど、古くから双葉郡の中核拠点としての役割を担ってきています。

また、明治の中ごろに「桜」(ソメイヨシノ)の植樹が行なわれ、その後も各時代に植樹が継続されたことにより、福島県浜通り地方を代表する桜の名所になりました。



県指定重要無形民俗文化財に指定されている「上手岡麓山神社の火祭り」。



かつての桜まつり風景。震災の影響で中断していたが、2018 年に 8 年ぶりに復活した。

2 富岡町の課題

(1) 基幹産業再興の基盤づくり

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の発災により衰退した基幹産業である「農業」。発災から6年目には一部で実証及び試験栽培が行なわれ、現在では基幹品目である「水稻」、地域推奨作物である「たまねぎ」の栽培が行なわれ、着実に営農再開が進んできました。一方、「これからの農業・農地についての意向調査」によると、「営農再開したい」と回答の方が約11%にとどまっており、基幹産業の再興にはまだまだ課題が山積みとなっております。

このような中で、町では、農業復興の基本方針や具体的な取り組みを示す農業アクションプラン（農業復興実施計画）を策定し、リスタートするための基盤づくりを始めたばかりです。

まだまだ、**新しい農業の構築には様々なアイデアが必要**です。



(2) プレイヤーの確保と耕作放棄地の利用促進

避難生活の長期化による影響と農業従事者の高齢化に伴う後継者不足による耕作放棄地の増加が課題の一つになっています。いわゆる「フィールドはあるがプレイヤーがいない」当町においては、除染後農地の保全管理期間が終了した現在、**プレイヤー(担い手)の確保と同時に耕作放棄地化を防止するための取組が急務**となっております。

(3) 農産物の観光資源化（農産物の6次化）

農業の魅力発信のひとつとして、町では農産物を栽培し出荷するだけではなく、農産物をいかした観光資源化の取り組みも開始しました。現在は、町内産米を使った日本酒の開発をはじめ、地域推奨作物であるたまねぎを活用した商品開発等も始まりつつあります。

このほか、ソバ、小麦、醸造用ブドウ、ブルーベリーなど**風土にあった農産物を活用し、商品開発・高付加価値化・販路開拓等などの6次化**に取り組んでいます。



3 活動内容

「農業」を「繋ぎ」そして「育む」農業地域おこし協力隊を募集します。

□地域農業振興に関する活動

(1) 基本的活動

- ①就農に向けた活動（農業活動）。農作業従事、農業技術、就農に向けた知識の習得など
- ②地域農業の情報発信に関する活動。
- ③その他町長が必要と認める活動。

(2) 地域おこし活動

地域農業の課題やニーズの解決に向けた活動

(3) 生活基盤形成活動

協力隊活動終了後の定住に向けた基礎の構築活動

4 募集要件

次の全ての要件を満たす方とします。

- (1) 応募時点で 20 歳以上 65 歳未満（性別は問いません。）
- (2) 原則 3 大都市圏周辺に住民票があり、当町に住民票を移動できる方
- (3) 富岡町の農業活性化に深い理解と熱意を有し、かつ、地域住民と積極的に協働できる方
- (4) 心身ともに健康で誠実に職務ができる方
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方
- (6) 活動状況等の情報を SNS 等で発信できる方
- (7) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方

5 募集人員

農業地域おこし協力隊員 2 名

6 勤務地

富岡町内

7 勤務時間

- ① 原則週 5 日とし、8 時 30 分から 17 時 15 分（休憩 1 時間）とする。
- ② 休日は原則、土曜日・日曜日・祝祭日とし、時間外勤務及び休日に勤務した場合は、勤務時間及び勤務日を振り替えるものとする。

8 雇用形態

富岡町農業地域おこし協力隊として町長が委嘱しますが、町が実施する富岡町農業地域おこし協力隊設置業務の受託者が雇用します。したがって、隊員と町との雇用契約はありません。差し替え

9 雇用期間

基本的には、委嘱日から 翌年 3 月 31 日までとし、年度毎に隊員の意向を確認し、町と受託者が協議の上、最長 3 年間更新可能です。ただし、地域おこし協力隊としてふさわしくない行為があったと町及び受託者が判断した場合等については、雇用期間中であっても解雇することがあります。

10 給与・賃金等

月額 210,000 円

※賞与及び退職金等はありません。また、富岡町農業地域おこし協力隊設置業務の受託者から支給します。

11 待遇・福利厚生

- (1) 受託者の規定に準じて、年次有給休暇等を取得できます。
- (2) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入します。
- (3) 受託者の規定に準じて通勤手当を支給します。
- (4) 旅費など活動に要する経費は、町の委託事業の範囲内で可能な限り支給します。
- (5) 住宅については、費用の一部を住宅手当として支給します。(定額)

※転居に要する費用、水道光熱費等の生活に必要な経費等は個人負担となります。また、生活備品等は各自ご準備ください。

12 募集期間

随時 ※定員になり次第締め切ります。

13 応募方法

次の(1)から(4)の書類を、下記の申込先に郵送又は持参してください。なお、応募書類の返却はしませんので御了承ください。

- (1) 富岡町農業地域おこし協力隊応募申込書(第1号様式)(記入・押印)
- (2) 富岡町農業地域おこし協力隊応募用紙(第1号様式 別紙①)
- (3) 富岡町農業地域おこし協力隊活動目標レポート(第1号様式 別紙②)
- (4) 住民票謄本 原本1通(募集日以降のもの)
- (5) 普通自動車運転免許の写し(表・裏コピー)
- (6) 誓約書(第2号様式)(記入・押印)

14 選考方法

(1) 書類選考（1次審査）

書類選考の上、合否に関わらず結果を全員に書面郵送にて通知します。

1次審査通過者には2次面接の日時・場所等についての通知を同封します。

(2) 面接選考（2次審査）

1次審査合格者に面接を行い、合否を書面郵送にて通知します。

※ 選考にかかる費用等は、応募者の負担となります。

15 お問い合わせ・申込先

福島県富岡町役場産業振興課農業振興係 担当：深谷・渡邊

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の1

[電話]0240-22-2111 [FAX]0240-22-0899

[Mail] tom0600-002@tomioka-town.jp